

～千葉県保健師等修学資金の貸付に係る債権の回収の事務について、 住基ネットを利用します～

平成25年4月1日から、千葉県保健師等修学資金の貸付を受けている方等の住所や氏名等の確認を、住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の削減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 住基ネットを利用する事務の概要

千葉県保健師等修学資金の貸付を受けている方等については、住所や氏名に変更があった場合に、「氏名（住所）変更届」を提出していただきますが、転居後（入籍等の後）も変更届の提出がない場合には、平成25年4月1日から、住基ネットを利用して住所調査を行います。

2 調査の対象となる人

- ・ 借受人
- ・ 連帯保証人

3 調査を行うとき

借受人や連帯保証人が、本制度に規定する必要な届出を行っていないため、県から通知を出したが、宛先不明で戻ってくる場合

4 調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の確認

5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部医療整備課 医師・看護師確保推進室

電話 043-223-3885

FAX 043-221-7379